

港区告示第五十三号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九条第一項の規定に基づき、セントラル三田ハイツマンション建替組合の設立を認可したので、同法第十四条第一項の規定により、次のように告示します。

令和八年二月二十七日

港区長 清 家 愛

記

一 組合の名称

セントラル三田ハイツマンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称

セントラル三田ハイツ

(二) 敷地の区域

東京都港区芝五丁目二番三百九十一

- 三 施行再建マンションの敷地の区域  
東京都港区芝五丁目二番三百九十一
- 四 事業施行期間  
令和八年二月二十七日から令和十二年三月三十一日まで
- 五 事務所の所在地  
東京都港区芝四丁目二番三号NMF芝ビル四階
- 六 設立認可の年月日  
令和八年二月二十七日
- 七 事業年度  
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 八 公告の方法
- 九 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。  
権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限  
令和八年三月二十八日